

平成24年12月4日

エレベーターでの事故にご注意ください!

最近、エレベーターによる死亡事故が発生しています。

エレベーターは日常生活に欠くことができないものですが、多くの危険が潜んでいます。事故に遭わないために、エレベーター利用時の注意とエレベーターの安全管理等についてお伝えします。

1. 当該事案を取り上げる経緯 ―戸開走行保護装置は約1割だけ―

今年 10 月 31 日に石川県金沢市で、エレベーターに挟まれた女性が死亡する事故が発生しました。また、12 月 2 日にも愛知県名古屋市で、エレベーターによる死亡事故も発生しております。

東京都港区で平成 18 年 6 月に発生した死亡事故などをきっかけに、国土交通省はエレベーターの安全面の基準を見直し、平成 21 年 9 月 28 日以降に設置されるエレベーターに戸開走行保護装置などの設置を義務付けました。ただし、一般社団法人日本エレベーター協会で把握しているエレベーター約 68 万台のうち、実際に戸開走行保護装置が設置されているのは 5~6 万台で、約 1 割です。金沢市内で発生した事故をきっかけに、国土交通省は更に戸開走行保護装置の設置の促進等を図るため、11 月 6 日付けで関係団体等に対し注意喚起をしており、消費者庁としても速やかに設置されることを期待しているところです。

一方、消費者庁には、「エレベーターの扉に体が挟まれた」、「エレベーターに閉じ込められた」という事故情報が寄せられています。

2. 利用者の皆様へ ―事故の未然防止のために―

事故の未然防止のため、エレベーターを利用する際は、次の点に御注意ください。

- (1) 異常を感じたらすぐにエレベーターの所有者・管理者に伝えましょう 大きな事故の前には、かごの停止位置がずれて段差ができる、異音がするなどの異 常がみられる場合があります。いつもと違う状況を感じたらエレベーターの所有者・ 管理者に必ず伝えてください。
- (2) 乗り込む前に、エレベーターの中を確認しましょう

かごの停止位置がずれたために、段差があってつまずく場合があります。万が一中にかごが無かった場合には、転落して大きな事故につながる恐れもあります。

エレベーターを利用する際には、かごの状態を確認してください。

《補足》

次の「エレベーター安全装置設置済マーク」が貼られているエレベーターは、「戸開走行保護装置」 $^{\pm 1}$ が設置されています。



図1 戸開走行保護装置に係る安全マーク

注1 「4. (3) 平成 24 年 8 月【エレベーター安全装置設置済みのマーク表示制度の新設】」(7 ページ) に詳細があります。

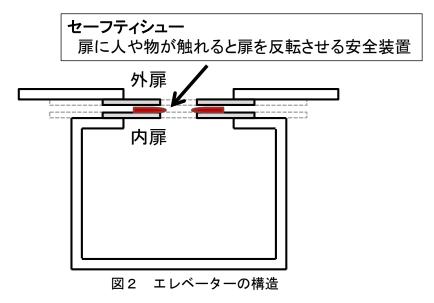
(3) 慌てて乗り降りしないでください

慌てて乗り降りすると、扉に挟まれたり、つまずいて転倒したりします。危険です ので止めましょう。

《補足》

エレベーターの扉には、セーフティシューと呼ばれる、接触を感知する安全装置が内側の扉と外側の 扉の間に付いています。この部分に体や荷物が触れると、扉は開くようになっています。

セーフティシュー以外の部分に体や荷物が触れても扉は開きません。



- ※ エレベーターによっては、セーフティシューが片側の扉のみに付いている場合があります。
- ※ エレベーターによっては、光による検出器や扉にもセンサーを付けるなどの挟み込み防止装置を併せて備えている場合があります。

(4) 閉じ込められた際は外部に連絡を取ってください

エレベーター内に閉じ込められてしまった時には、落ち着いて行動し、インターホンで外部と連絡を取り助けを待ちましょう。

インターホンの連絡先(受信側)はエレベーターによって異なり、建物の監視室、保守会社、又はその建物のエレベーターホールなどに設置されている受信機の場合もあります。(エレベーター内からの発信に気が付いたら、応答してください。)

日頃使用するエレベーターに閉じ込められた際等に、外部のどこにつながるのか確認しておくと安心です。

また、エレベーターによっては中に保守会社名、エレベーター管理番号、電話番号 等を記載したステッカーが貼ってありますので、確認してください。

3. 関係機関への要請

エレベーターに係る事故の未然防止・再発防止のため、以下の事項について取り組むよう関係団体へ要請しました。

(1)「戸開走行保護装置」のより一層の設置推進

建築基準法施行令の改正により平成 21 年 9 月 28 日以降に設置されたエレベーターについては、戸開走行保護装置の設置が義務付けられているところですが、事故が発生している状況から、既設エレベーターに戸開走行保護装置の設置をより一層推進すること。

(2) 戸開走行保護装置済みマークによる表示の推進

戸開走行保護装置済みマークの表示^{注2}は、平成24年8月から開始されている。消費者がより安心してエレベーターを利用できるように、エレベーターの所有者・管理者に安全マーク表示の理解を求めること。

注2 配布枚数:約2000 枚 (2012 年 10 月 31 日時点 一般社団法人日本エレベーター協会調べ) マークの貼付には、定期検査報告制度等での装置の設置確認が必要。

(3)消費者へ正しい利用方法の周知の支援

誤った乗り方をしたため発生した事故もあることから、リーフレット、ポスター、掲示物、回覧等を通じて、所有者・管理者が正しいエレベーターの利用方法について、消費者に周知することを支援すること。

(4) 緊急時の連絡体制の周知の支援

利用者がエレベーター内に閉じ込められた際、インターホンで呼びかけてもどこにもつながらなかったという苦情が寄せられていることから、緊急時に誰でも確実に連絡が取れる方法等を示した掲示物、回覧等によって、所有者・管理者が利用者に周知するよう会員企業から説明することを支援すること。

4. エレベーターに関する事故情報

普段危険を意識せずに利用しているエレベーターですが、多くの事故情報が寄せられています。

エレベーターに関する事故は、事故情報データバンク $^{\pm 3}$ には、60 件登録されています。このうち消費者安全法の重大事故等として公表した事案は 6 件です。(火災を除く。平成 24 年 11 月 29 日までに登録された事例)

| 衣 「 エレ ・ プ この事故P1音 (| | | | |
|-----------------------|------|---------------------------|--|--|
| 事故内容 | 件数 | 主な危害内容、状況 | | |
| 扉や隙間に体が挟まれた | 33 件 | 擦過傷、捻挫、打撲(26件)、筋・腱の損傷(3件) | | |
| 中に閉じ込められた | 15 件 | 集合住宅(8件) | | |
| 正常な位置で止まらない | 7件 | 骨折(2件) | | |
| 急停止した | 4 件 | 骨折(2件) | | |
| 戸が開いたまま上昇した | 1 件 | 死亡(1件) | | |
| 合計 | 60 件 | | | |

表1 エレベーターでの事故内容(家庭用を除く)

[※] 事故内容に関しては、消費者からの申し出に基づくものです。

注3 消費生活センター、中央省庁などが保有する生命・身体に係る消費生活上の事故の情報を一元的に集約したデータベースです(平成22年4月1日運用開始)。事故の再発・拡大の防止を目的として、消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して、関係行政機関等の協力を得てデータベースを管理・運営しています。

(1) 重大事故等

事故発生 事故 被害 事故内容 発生日 状況等 都道府県 エレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたままの状態で 平成 18 年 当該エレベーターが上昇し、乗降口の上枠とカゴの床部分の間 死亡1名 東京都 6月3日 に挟まれ、死亡。 点検業者が、点検業務中、人が搭乗し稼働中のエレベーターの 平成21年 電源を落としたため、当該エレベーターが急停止し、利用者1名 重傷1名 東京都 7月9日 が転倒。右舟状月状骨間離開の重傷。 平成22年 エレベーターに乗った際に、閉まり始めた当該エレベーターの扉 重傷1名 東京都 7月6日 に左手を挟まれ、左手部挫傷の重傷。 エレベーターの扉が開いていたのを確認し、乗り込んだ際に、エ 平成22年 レベーターの扉が閉まり始めたため、左手で扉を制止しようとし 重傷1名 福岡県 12月7日 たが、扉が閉まり続けたため、親指と人差し指の間の靭帯を損 傷する重傷。 全開のエレベーターに乗った際に、閉まり始めた当該エレベータ 平成23年

表2 消費者安全法により通知された重大事故

急停止したことにより転倒し、腰椎圧迫骨折の重傷。

エレベーターにて下降中、通常の着床位置より下がった位置で

一の扉に右手を挟まれ、右手関節打撲の重傷。

(2) 重大事故以外

重傷1名

重傷 1名

〈事例 1〉

6月25日

平成23年

9月18日

○ マンションで閉まりかけのエレベーターに乗ろうとしたら、ドアが閉まり右手の親指を 挟み、指が腫れた。

(平成 24 年 8 月発生 男性 60 歳代)

東京都

奈良県

<事例 2>

○ エレベーターが停止して扉が開いた時、段差があった。体が不自由なこともあり、転倒 し足にあざができてしまった。

(平成 22 年 5 月発生 男性 40 歳代)

<事例 3>

○ 孫が母親と一緒にエレベーターに乗っていて降りる際、孫同士がふざけてよろけて左手 をつき、開いた扉の隙間に人差指を挟んだ。

(平成23年6月発生 男性10歳未満)

[※] これらは、消費者安全法第 12 条第 1 項及び第 29 条第 1 項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因を確定したものではありません。

〈事例 4〉

〇 9ヶ月前、雑居ビルのエレベーターに閉じ込められた。30分後救出されたが、外部への 連絡困難で心理的に影響受け、心療内科に通院。

(平成 22 年 3 月発生 女性 50 歳代)

※ 現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因を確定したものではありません。

5. エレベーターの安全管理

エレベーターの所有者には、建築基準法で定期検査報告制度が定められており、所有者・ 管理者には定期的に専門技術を有する資格者にエレベーターの検査を依頼し、特定行政庁 へその結果の報告を義務付けています。(建築基準法第12条第3項)

(1) 平成20年4月1日【定期検査報告制度の見直し】

平成 18 年 6 月に東京都港区で発生した死亡事故などをきっかけに、エレベーターの 安全管理が見直され、定期検査報告制度が改正されました。

改正前は目視で行われていたブレーキパッドの検査については、測定器具を使用して実際に厚みを測定することになりました。また、主索(ワイヤロープ)の損傷については、改正前は JIS (日本工業規格) に沿っていましたが、改正後は判定基準を法令として明確にしております。さらに、ブレーキパッドと主索(ワイヤロープ)の写真を撮影して報告することが義務付けられました。

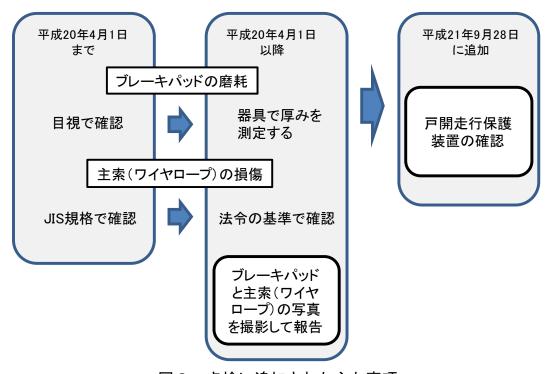


図3 点検に追加された主な事項

表3 改正の経緯

| 改正日 | 対象条文 | 内容 | 施行日 |
|---------|----------------------|--------------|---------|
| 平成 20 年 | 建築基準法施行規則第 6 条 | 定期検査報告制度の見直し | 平成 20 年 |
| 2月18日 | 建采基华広旭11 規則第 0 末 | | 4月1日 |
| 平成 20 年 | 建築基準法施行令第129条の10 | 戸開走行保護装置の設置 | 平成 21 年 |
| 9月19日 | 第3項第1号 | の義務化 | 9月28日 |

(2) 平成21年9月28日【戸開走行保護装置の義務付け】

建築基準法施行令及び同法施行規則等が改正され、平成 21 年 9 月 28 日以降に設置されたエレベーターには、「戸開走行保護装置」の設置が義務付けられました。(建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 1 号)

また、この装置の点検も追加されました。

しかし、一般社団法人日本エレベーター協会の調査では、把握できているエレベーター約 68 万台のうち、戸開走行保護装置が設置されているのは $5\sim6$ 万台です。 24 (平成 24 年 9 月 30 日での推定台数)

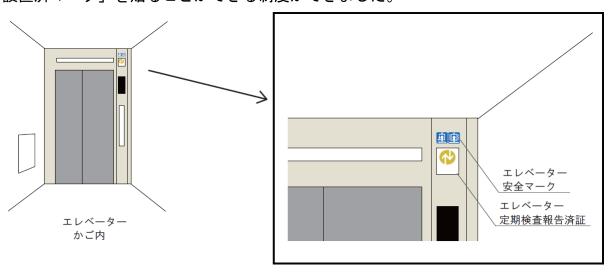
・戸開走行保護装置とは

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人が挟まれることを防止する装置

注4 平成 21 年 9 月 27 日以前に設置されたエレベーターは、新たに定められた法令が適用されないので、「戸開走行保護装置」を設置する義務がありません。

(3) 平成24年8月【エレベーター安全装置設置済みのマーク表示制度の新設】

「戸開走行保護装置」が設置されているエレベーターへは「エレベーター安全装置 設置済マーク」を貼ることができる制度ができました。



(一般社団法人建築性能基準推進協会ホームページより)

図4 エレベーター安全装置設置済マークの貼付例

「エレベーター安全装置設置済マーク」は、かご内等の分かり安い場所に貼ることになっております。

現在、国土交通省、地方自治体、業界団体、製造会社、保守会社などが普及を進めております。

《補足》

「エレベーター安全装置設置済マーク」は、「地震時管制運転装置」が設置されたエレベーターにも貼られております。



図5 地震時管制運転に係る安全マーク

・ 地震時管制運転装置とは

地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最 寄り階に自動運転し乗客をエレベーター外へ避難させることにより、かご内 への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置

(参考)

一般社団法人日本エレベーター協会 「エレベーターを安全、快適にご利用いただくために」 http://www.n-elekyo.or.jp/instructions/elevator.html

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 河岡、小原

TEL: 03(3507)9137 (直通)

FAX: 03 (3507) 9290

HP: http://www.caa.go.jp/